平成２１年（フ）第１４８号
秋田県北秋田市綴子字柳中10―11　レジデンス戸田Ａ－１号、住民票上の住所秋田県北秋田市今泉字今泉145番地３
破産者　橋本加奈子
１　決定年月日　平成22年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２０年（フ）第３５９号
富山県砺波市寺尾74番地
破産者　中村　武志
１　決定年月日　平成22年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第２０３号
富山県小矢部市金屋本江444番地２
破産者　山室　圀子
１　決定年月日　平成22年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第１９号
茨城県常総市水海道山田町4615番地　山野井荘Ａ－３、旧住所静岡県焼津市中港２丁目７番１号
破産者　久保田貞之
１　決定年月日　平成22年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１００７号
静岡県藤枝市青葉町４丁目６番36号シャトーふじ102号
破産者　石田　勝己
１　決定年月日　平成22年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２６号
静岡市葵区松富上組10番地
破産者　加藤　芳浩
１　決定年月日　平成22年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第３１６４号
愛知県知多市岡田字野崎69番地の８
破産者　杉　　秀子
１　決定年月日　平成22年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１９６５号
愛知県愛知郡東郷町白鳥４丁目２番地１　押草団地407棟501号
破産者　矢澤　弓子
１　決定年月日　平成22年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２４８９号
愛知県知多郡阿久比町大字白沢字東豊石山17番１地
破産者　山田　寿吉
１　決定年月日　平成22年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３１２６号
愛知県春日井市熊野町1991番地８
破産者　荒木みどり
１　決定年月日　平成22年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３３０２号
愛知県豊明市二村台４丁目17番地７　中島ハイツ104号
破産者　熊谷　喜子
１　決定年月日　平成22年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３３７０号
愛知県津島市古川町１丁目37番地
破産者　村瀬　一昭
１　決定年月日　平成22年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３５９２号
名古屋市守山区更屋敷４番17号　セレニールＥＸ１　１Ａ、開始決定時の住所名古屋市熱田区西郊通２丁目３番地
破産者　佐藤　強人
１　決定年月日　平成22年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３６７６号
名古屋市緑区亀が洞３丁目1403番地　ヴァンベール徳重403号
破産者　西村　拓也
１　決定年月日　平成22年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３３６号
佐賀県小城市三日月町樋口1027―18、住民票上の住所佐賀市開成６丁目６番15号
破産者　松永　孝二
１　決定年月日　平成22年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第２８号
岩手県花巻市東和町外谷地６区50番地
破産者　小田嶋正幸
１　決定年月日　平成22年４月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２１年（フ）第１０９０号
仙台市青葉区木町通１丁目１番28―303号、開始決定時の住所仙台市青葉区春日町10番10―1302号
破産者　縄本　孝司
１　決定年月日　平成22年４月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第６２２号
水戸市開江町1582番地の１
破産者　栗林　　孝
１　決定年月日　平成22年４月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第８０４号
栃木県芳賀郡芳賀町大字八ツ木828番地５
破産者　小堀　文夫
１　決定年月日　平成22年４月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所